

日進市行政改革推進方針

令和8年3月

1. これまでの行政改革

日進市では、昭和60年以降、行政改革大綱もしくは経営改革プランを策定し、行政改革に取り組んできました。

令和2年度に策定した第3次日進市経営改革プランでは、3つの基本視点（持続可能な行政経営、切れ目なくつながる地域経営、広域連携の推進）を示し、基本視点に基づく具体的な取組事項を定め、行政改革を推進しました。

【第4次行政改革大綱以降の内容】

策定期期	名称	内容
平成18年3月	日進市行政改革大綱（第4次）及び日進市行政改革集中改革プラン	平成17年度から平成22年度までに達成すべき数値目標を設定するとともに、行政改革の取組項目、推進の在り方等について決めました。
平成23年3月	日進市経営改革プラン	行政改革大綱と行政改革集中改革プランの要素を併せ持つものとして、10万人都市に向けて、数々の行政課題に臨機に対応できる経営体を目指しました。
平成28年3月	第2次日進市経営改革プラン	ビジョン編とアクションプラン編の2編構成とし、ビジョン編では本市の経営理念や方針等を定め、アクションプラン編では個々の具体的な取組事項を掲げることで、新たな行政経営への転換を目指しました。

2. 策定の趣旨

これまでの行政改革では、時代に合わせた改革を進め、一定の成果を上げてきました。しかし、少子高齢化や人口減少が深刻化する中で、社会保障費などの行政需要が増大しています。一方で、労働力や財源が不足していくという大きな課題があります。これらの課題に対処するためには、第3次日進市経営改革プランを引き継ぎ、限られた資源で持続可能な行政サービスを提供することが求められます。これまで以上に業務の最適化を図り、抜本的な行政運営に加え財政運営に対する改革も不可欠です。こうした状況を踏まえ、新たに長期的な行政改革推進方針を策定し、個別施策の効率的な事業推進を図

り、さらなる市民サービスの向上を目指します。

3. 行政改革推進方針の役割

令和8年度以降の行政改革にあたり、より効果的な取組手法を検討しました。その結果、これまでのように計画内で取組項目を定め、その進捗を管理する手法に重点を置くのではなく、事業効果の検証結果等に基づき、高度化・多様化する市民ニーズや、日々変化する社会情勢に迅速に対応できる視点を重視することとしました。

また、職員一人ひとりが施策を推進するにあたり、共通して持つべき改革的な視点を、シンプルで分かりやすく示すことで、業務の大小にかかわらず行政改革の視点での業務改善を促すとともに、部署を横断する課題に対しても、的確に対応できる仕組みと考え方を示した行政改革推進方針を新たに策定しました。

なお、この行政改革推進方針は、本市の長期的な行政改革の推進の方向性を定める方針として位置づけ、第6次日進市総合計画に掲げる将来都市像の実現を目指し、総合計画に掲げた事業等の推進を支える役割を担います。

4. 改革の視点

(1) 持続可能な行政経営

行政改革を進めるにあたっては、労働力（ヒト）、保有資産（モノ）、財源（カネ）という限られた資源を最大限に活用することが求められます。そのため、市が策定している資源に深く関わる計画をはじめ、各種計画にも行政改革推進方針に掲げる改革の視点等を適切に反映することで、職員一人ひとりが業務改善の意識を持って取り組むことを目指します。

- 目標達成の手段として AI や IoT などの情報通信技術を積極的に導入し、DX を推進することで、職員の負担軽減、資産マネジメントの効率化、オンライン移行によるコストの最適化を図ります。
- 令和7年度から係制を廃止し、市全体で業務に取り組むことができる柔軟な組織体制を構築しました。事務の効率化を図り、事務改善や政策立案のための時間を確保することで、多様化している市民ニーズへの対応を強化します。また、フレックスタイム制や選択的週休3日制、在宅勤務などを職員が取得しやすい環境を整備し、多様な働き方を選択できる職場環境の実現を目指します。

- 一年を通して、または複数年にわたり検討が必要な事業や業務については、プロジェクトグループ制度を活用し、所管課の業務に制限されることなく、特定の目的のもとで職員一人ひとりの知識や能力を発揮し、プロジェクトの目標達成を目指します。

新たに構築した組織体制の効果を最大限に発揮し、最新の情報通信技術を活用することで、持続可能な行政経営の実現を目指します。

(2) 連携の深化

少子高齢化や人口減少の影響は行政だけでなく、連携すべき民間企業、各種団体、地域コミュニティなどにも及んでいます。それぞれが独自に事業を実施した場合、提供できるサービスの低下を避けることは困難です。

このような状況の中で、行政サービスの質を維持・向上させるためには、第3次日進市経営改革プランに掲げた「連携の視点」を「深化」させる必要があります。

- 地域活性化包括連携協定等を通じて公民連携を進めてきましたが、統一的な方針を定めることで効果的な公民連携を実現し、地域課題を解決するため、令和5年3月に「日進市民連携ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。ガイドラインに基づき、多岐にわたる分野で民間事業者や大学、各種団体などと連携し、互いの資源を有効活用して効率よく事業を進めることで、市民サービスの向上を目指します。
- ガイドラインが対象としていない区・自治会等の地縁組織については、従来から連携を図ってきました。しかし、各団体等の役員の高齢化や担い手不足等の課題がある中で、従来どおりの行政施策ごとの個別の連携を続けるだけでは、貴重な地域の人材等の有効活用につながらない懸念があります。そのため、地域が抱える課題を複合的に捉え、部署横断的な支援等を通じ、地域と行政がより総合的に連携できる体制の構築を目指していきます。
- 自治体が直面している共通の課題に対し、複数の自治体で課題解決に取り組み、効率的な行政運営を目指します。他の自治体との連携調整を進め、広域連携を一層強化することで、限られた行政資源の有効活用を図ります。

これらの取組により、多様な主体と対話を通じて協働し、双方にメリットのある連携

を実現するとともに、効率的な行政運営を目指します。

5. 改革のポイント

「持続可能な行政経営」と「連携の深化」の2つの視点に基づき、職員一人ひとりが担当する業務を見つめ直すとともに、次の2つのポイントによる課題解決を具体的に検討することで、行政でなければ担うことができない分野に人材・財源を重点的かつ効率的に配分し、市民サービスの向上と持続可能な行政運営の両立を図ります。

(1) 業務の効率化と市民サービスの質的向上

- 行政手続きの簡素化・標準化
- DX化の推進
- 事務事業の外部委託・広域連携の検討
- 多様な主体との協働

(2) 行政資源の最適化

- 歳出全般の見直しと重点化（事業の選択と集約、補助金の見直し等）
- 財源確保に向けた新たな収入施策の検討（使用料・手数料の適正化、未利用資産の活用等）
- 公共施設の統廃合・再配置を含めた総合的な資産マネジメント
- 職員一人ひとりの能力発揮と生産性向上

6. 実行体制と推進方法

- 行政改革推進本部会議（本部長：市長）を中心とした庁内横断組織
- 持続可能な行政運営実現に向け、プロジェクトグループを構成し、事業点検を実施

■業務フロー図

